

3～5歳児クラス向け保育料補助金のご案内 (2022年4月1日以前生まれ)

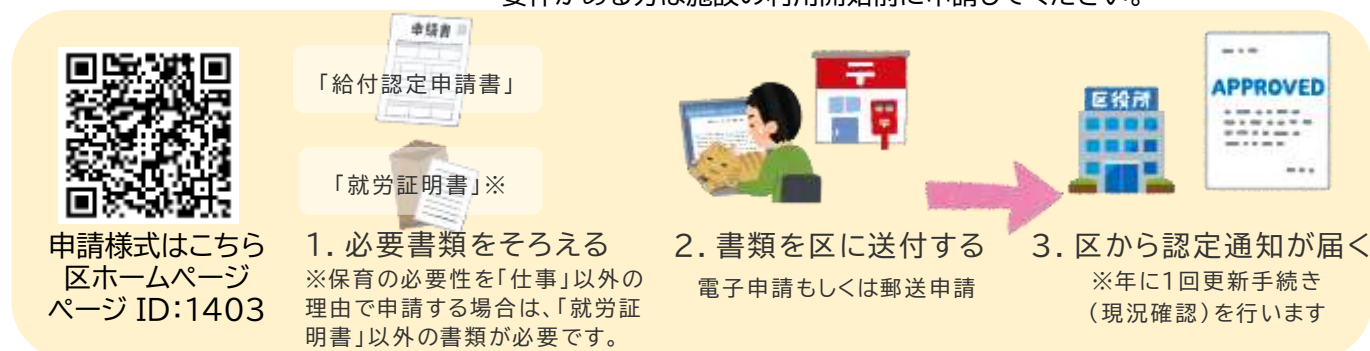
**最終申請締切
R8.4.14**

仕事や介護などの要件があれば、保育の必要性認定を取得することで
幼児教育・保育無償化の補助を受けることができます



保育認定の申請方法

※認定申請は随時受付しています。認定期間は申請日以前には遡れないため、要件がある方は施設の利用開始前に申請してください。



無償化対象施設・事業と月額補助上限金額

No.	無償化対象施設・事業(ページ ID:1406)	注意点
①	認可外保育施設(認証保育所・無認可等)	※1, 2の施設は、国の指導監督基準を満たす施設のみが対象になります
②	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)	
③	一時預かり事業	※2のベビーシッターと3～7の施設は、補助上限額が37,000円となります。 ※6のファミリーサポートセンターは、預かりを含まない援助を受けた場合は補助対象外となります。
④	ほっとステイ	
⑤	定期利用保育事業	
⑥	ファミリー・サポート・センターの預かり	
⑦	病児・病後児保育事業	

※定期利用保育事業ご利用の方は、9月以降は保育料および給食費の支払いが不要です。詳細は裏面をご確認ください。

利用施設	令和7年4月～8月までの利用分への補助金額	令和7年9月以降の利用分への補助金額	令和8年4月14日を過ぎて申請した場合
認可外保育施設(上記表①)	57,000円	77,000円(※1)	37,000円
上記表②～⑦の施設	37,000円	37,000円	37,000円

- ※1 給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途**3,000円**を上限に上乗せした補助があります
 ※2 給食費(食材料費)に係る費用は、施設発行の「領収書」「提供証明書」から審査いたします
 ※3 保育認定の期間が月の途中から、もしくは月の途中までの場合、日割りで減額を行います
 ※4 保育認定は、年1回更新手続き(現況確認)があります。提出がない場合無償化対象外となります

詳細はページ ID
1405参照



認証保育所を利用し認定がない方、もしくは企業主導型保育施設を利用の方は裏面へ

認証保育所(区外認証も対象)

詳細はページ ID:1509



【補助要件】

- ①各月の初日に区に住民登録があること
- ②認証保育所と月48時間以上の月極利用契約

子順	保育認定の有無	令和7年4月～8月までの利用分への月額補助上限金額	令和7年9月以降の利用分への月額補助上限金額	第1子の場合、8月までは課税額に応じた補助金額(ページ ID:15328参照)
第1子	認定なし	0～20,000円	40,000円(※1)	
第2子以降	※認定ありの方は表面参照	20,000円		

※1 給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途3,000円を上限に上乗せした補助があります

企業主導型保育施設

※国基準を満たす施設のみ

詳細はページID:1523



【補助要件】

各月の初日に区に住民登録があること

子順	令和7年4月～8月までの利用分への月額補助上限金額	令和7年9月以降の利用分への月額補助上限金額
第1子	対象外	30,000円
第2子以降	20,000円	

※企業主導型保育施設の場合、区からの補助金の他に、園が保育料から差し引く形の無償化があります。金額の詳細等は直接園に確認してください。

定期利用保育事業(9月以降)

9月以降、定期利用保育事業の保育料および給食費は無償化されます。

(利用者全員が無償化の対象です。9月以降のご利用分から、保育料および給食費を区が直接負担するため、保護者が支払う必要はなくなります。無償化を受けるための申請も必要ございません。)

制度の詳細はこちら



区ページID:1545

3～5歳クラス向けQ&A

No.	質問	回答
1	幼稚園の後に認可外保育施設等を併用した場合の補助はどうなりますか？	こちらのチラシは幼稚園を利用していない方向けです。幼稚園と併用している場合は、補助対象になるか・補助金額等が異なります。区ホームページ ID:10734からお通りの幼稚園ごとのリンクを貼っていますので、そちらからご確認ください。
2	仕事をしていない場合でも無償化は受けられますか？	保育認定がない方は保育無償化は受給できません。認定の要件(48時間以上の就労・出産・病気・障害・介護・災害復旧・求職・就学)のいずれかを保護者全員が持っていれば認定の申請ができます。認定がない期間は補助金対象外(月途中で認定を受けた場合は日割り計算)のため、必ず施設利用開始前に認定の申請をしてください。
3	現況届が届きました。提出の必要はありますか？	現況届を提出しなかった場合、保育認定が取消しとなり、無償化の補助金は受給できなくなります。例年6月下旬～7月上旬頃お送りしていますので、提出漏れがないようにしてください。

〈問い合わせ先〉 世田谷区役所 子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990(※庁外のセンターで受電)

〈窓口〉 世田谷区役所 保育認定・調整課 〒154-8504 世田谷区世田谷 4丁目 21番 27号(第2庁舎2階22番窓口)平日 8:30～17:00